

第18回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水) 午前9時～午前9時36分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 14名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

3番 山崎 忠茂 10番 中尾 隆

11番 竹ノ内 春則

5番 高橋 慶生 12番 興邊 雄次

6番 前田 格男 13番 上水流 政俊

7番 清水 隆一 14番 山口 華

8番 萩原 とよ子

4. 欠席委員 4番 園山 秀国

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約報告書 (19件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (10件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)

日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)

日程第3 農地利用状況調査に係る非農地決定について (議案 1件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 補助員

議 長 それでは只今から、第18回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、園山委員より所用ため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、11番竹ノ内委員と12番興邊委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が19件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書19件です。番号1。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 北方字古川〇〇 田 〇〇㎡ 他3筆 計4筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年12月1日から令和12年11月30日と令和3年9月1日から令和13年8月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月31日。番号2。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、川西字走馬〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月31日。番号3。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、田尾原字城ヶ鼻〇〇 田 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、耕作者が体調不良のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月31日。番号4。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、田尾原字四ツ枝〇〇 田 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、耕作者が体調不良のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月31日。以下、番号5から番号10までは、〇〇〇〇さんの体調不良による合意解約となりますので、内容についてはご確認をお願いします。番号11。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。土地の所在、田尾原字平

田〇〇 田 〇〇㎡ 他2筆 計3筆 合計〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年5月1日から令和10年4月30日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し時期、令和6年11月18日。番号12。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。土地の所在 田尾原字平田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由 規模縮小のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年11月18日。番号13。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。土地の所在 田尾原字平田〇〇 田 〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由 規模縮小のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年11月18日。番号14。貸人、出水市 〇〇〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。土地の所在 北方字関〇〇 田 〇〇㎡ 外5筆 計6筆 合計〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年3月25日から令和7年3月31日。解約の理由 基盤強化促進法で耕作期間を延長するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年11月25日。番号15。貸人、福井県 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在 恒次字辻〇〇 田 〇〇㎡ 外3筆 計4筆 合計〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年6月23日から令和9年3月31日。解約の理由 従兄弟へ贈与するため。利用権の種類、使用賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年11月20日。番号16。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。土地の所在 北方字大牟田原〇〇 田 〇〇㎡ 外3筆 計4筆 合計〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年10月29日から令和7年12月31日。解約の理由 所有者死亡により財産管理人の許可が得られず契約不能となったため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年11月25日。番号17。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、霧島市牧園町 〇〇〇〇。土地の所在 木場字大薄〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年10月25日から令和9年10月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月2日。番号18。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川添字風呂ノ元〇〇 田 〇〇㎡ 他5筆 計6筆 合計〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年7月25日から令和16年5月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し

の時期、令和6年12月6日。番号19。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字黒岩○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、平成27年6月29日から令和7年3月31日。解約の理由 耕作者の都合による。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月10日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が10件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が10件です。番号1。権利取得者、湧水町般若寺 ○○○○。権利取得日、令和6年10月22日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、般若寺山川○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町米永 ○○○○。権利取得日、令和6年8月8日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永山ノ坂○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、霧島市牧園町 ○○○○。権利取得日、令和6年8月8日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永狩集○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外8筆 計9筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者、東京都 ○○○○。権利取得日、令和5年11月24日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次前田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者、湧水町恒次 ○○○○。権利取得日、令和6年5月16日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次山下○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外13筆 計14筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者、湧水町木場 ○○○○。権利取得日、令和6年10月30日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方大牟田原○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外14筆 計15筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号7。権利取得者、湧水町川西 ○○○○。権利取得日、令和6年9月13日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西前田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号8。権利取得者、湧水町川西 ○○○○。権利取得日、令和6年9月13日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、

川西柿木水流〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無
です。次に番号 9。権利取得者、鹿屋市 〇〇〇〇。権利取得日、令和 6
年 9 月 1 3 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西
鳥打田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。
次に番号 1 0。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和 6
年 1 0 月 2 2 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木
場大薄〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。
以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 167 号
農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利
用権設定の審査を行います。整理番号 1 号から整理番号 1 6 号まで、事務
局の説明を求めます。

事 務 局 8 ページです。日程第 1 議案第 167 号。農業経営基盤強化促進法の資格
審査について。(1) 利用権設定です。整理番号 1 号から整理番号 1 6 号で
す。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定
の部分です。合計だけ申し上げます。田 32,140 ㎡, 畑 7,087 ㎡, 小計 39,227
㎡です。9 ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げ
ます。賃貸借分の田 31,093 ㎡, 畑 7,087 ㎡, 計 38,180 ㎡。次に使用貸借
分の田 1,047 ㎡です。合計で田が 32,140 ㎡, 畑 7,087 ㎡, 合計 39,227 ㎡
です。1 0 ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議 長 まず、整理番号 1 号を審査します。整理番号 1 号については、農業委員会
等に関する法律第 3 1 条 議事参与の制限に、〇〇委員が抵触しますので、
退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号 1 号について、ご質問ご意見等ご
ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号については、承認することにご
異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号については、承認することに決定しま

した。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 次に、整理番号2号を審査します。整理番号2号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、○○委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号2号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号3号から整理番号16号を審査します。整理番号3号から整理番号16号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

10 番 合意解約のところで○○○○さんが規模縮小ということで出ているのですが、今度は利用権設定の6番で申し出があるのですが、どのように解釈をされたのですか。

事務局 こちらにつきましては、基盤法でそのまま契約を続けたいとの旨の合意解約が出されております。耕作期間を延長したいための合意解約であり、継続で耕作したいとのことでした。

議 長 よろしいですか。他にありませんか。

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、整理番号3号から整理番号16号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号から整理番号16号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、利用権設定の審査を終わります。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 8ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。畑が

4,151 m²です。続きまして、資料の16ページをご覧ください。議案第167号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2)所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 木場字大薄〇〇 地目は畑 農振内 面積が〇〇m²。渡人,湧水町木場 〇〇〇〇。受人,霧島市牧園町 〇〇〇〇。経営面積〇〇m²です。利用目的はお茶。売買価格は〇〇万円。移転時期,引渡時期は令和6年12月25日。受人は霧島市の認定農業者です。以上です。

議 長 それでは、整理番号1号について審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

13 番 13番上水流が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第167号整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第168号から議案第169号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 17ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可

申請について。議案第 168 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字川路迫〇〇 地目は田 農振内 面積は 474 m² 外 6 筆 計 7 筆です。渡人，福岡市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇 m²です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第 169 号。権利，所有権移転。土地の所在，稲葉崎字極田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇 m²です。渡人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇 m²です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第 168 号について審議します。議案第 168 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 168 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 4 ページから 6 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 168 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 168 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第 169 号について審議します。議案第 169 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 169 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 7 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 169 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 169 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による所有移転の許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 3 農地利用状況調査に係る非農地決定について を議題とします。議案第 170 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 18 ページです。日程第 3 農地利用状況調査に係る非農地決定について。議案第 170 号。対象地区は、老竹地区になります。土地の所在、木場木場田〇〇 地目は畑、面積は〇〇㎡。外 田が 8 筆、畑が 16 筆、合計 24 筆の〇〇㎡になります。詳細については、議案書の 18 ページから 19 ページ、および議案参考資料の 10 ページから 20 ページをご参照ください。非農地とする理由としまして、令和 6 年度の利用状況調査におきまして、清水委員、谷園推進委員の現地確認により、山林や原野であると確認され、今回非農地決定を行うものであります。以上です。
- 議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問・ご意見等がなければ、議案第 170 号につきましては、非農地と決定することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 170 号につきましては、非農地とすることに決定しました。
- 議 長 以上で、農地利用状況調査に係る非農地決定について を終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 18 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 36 分